

浄化槽行政に関する調査

結果報告書

令和6年2月

総務省行政評価局

前 書 き

浄化槽は、人口減少など近年の社会情勢とあいまって、郊外地域や山間部を中心に重要な役割を果たしているが、風呂や台所等から生活雑排水を公共用水域等に直接放流する単独処理浄化槽（以下「単独槽」という。）が今なお浄化槽設置基数全体の約半数（357万基/753万基（令和3年度末））を占め、水質汚濁や悪臭発生の原因とされている。

これら単独槽のうち、特に、周辺的生活環境の保全等の面で影響のある単独槽について、し尿とともに生活雑排水を処理できる合併処理浄化槽への転換等をより一層進めるため、令和元年6月に浄化槽法（昭和58年法律第43号）が改正され、①都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）による生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽（以下「特定既存単独槽」という。）の判定とその除却を求めるための助言・指導、勧告及び命令、②浄化槽台帳の作成、③都道府県や市町村による浄化槽の管理等に関し、関係者間で必要な協議を行う協議会（以下「法定協議会」という。）の設置などの制度が新たに導入された（令和2年4月施行）。また、浄化槽法一部改正法施行を踏まえ、環境省は、都道府県等におけるこれら規定の円滑な運用等に資するため、特定既存単独槽に対する措置に関する指針や浄化槽台帳の整備導入マニュアルのほか、浄化槽整備の取組事例集などを作成した。

しかし、老朽化が進み、不適正と判定される単独槽が年々増加（破損又は変形、漏水状態：5,102件（平成26年度）から7,154件（令和3年度）と約4割増）する中、都道府県等では、このような単独槽について、特定既存単独槽への判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況がみられる。

このような状況を踏まえ、本調査は、特定既存単独槽への措置を確実にを行い、水質保全や悪臭等の防止を図るため、国、都道府県等における特定既存単独槽に対する取組状況や浄化槽台帳の活用状況のほか、これらに対する課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施するものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	
1 全体概況	
(1) 浄化槽を取り巻く状況	2
(2) 本調査の視点と調査対象とした単独槽の全体像	6
2 11条検査受検単独槽に対する取組状況.....	10
3 11条検査未受検単独槽及び浄化槽台帳未掲載単独槽に対する取組状況	
(1) 11条検査未受検単独槽に対する取組状況.....	22
(2) 浄化槽台帳未掲載単独槽の状況	25
(3) 都道府県等における保守点検・清掃業者からの浄化槽に係る情報収集の実施 状況	27
4 浄化槽台帳の整備・活用	32
第3 今後の課題	37
資料編	38

